

## 弁財船建造過程と船大工の存在形態について

篠 宮 雄 二

### はじめに

近世から近代にかけての熟練労働力としての職人とその集団の変容については、既に近代の側から東條由紀彦による「複層的市民社会論」における同職集団に関する研究<sup>①</sup>があり、また近年ではこの東條の指摘を意識しつつ、近世の側から職人とその同職集団を検討した森下徹による研究が発表されている<sup>②</sup>。

特に森下の研究は、これまでの役論をベースとした近世の職人史研究を踏まえ、近世後期における役の実現過程とそれを受けとめる職人側の対応から、東條の指摘する同職集団を射程に入れているという点で注目すべき研究である。しかしながら、労働過程の中から職人とその集団の存在形態、およびその変容を明らかにするという課題は未だ残されているといえよう。小稿は、近世後期から明治前半にかけて、日本の海運を担った大型廻船<sup>③</sup>＝弁財船建造のために編成された労働力の存在形態について考察し、東條・森下両氏の議論

に迫るための一作業である。

既に筆者は、近世後期に弁財船を建造した地域（以下、「造船拠点」とする）を対象に、廻船の建造に必要な資材・労働力の調達あり方を分析し、全国の廻船需要を担う造船拠点大坂や、恒常的に廻船建造を行うまでに特化してはいないが、需要さえあれば廻船の建造が可能な「端緒的形態」として位置づけられる造船拠点が存在し、さらに近世後期の廻船流通の展開にともない、その地域内の造船需要を賄いうる建造地帯として発展した伊勢大湊のような造船拠点が形成され、大坂の地位を相対的に低下させたことを明らかにした<sup>④</sup>。ただしそこでの分析は、資材・労働力の調達のされ方を中心としたため、労働力の問題に限れば調達された労働力の質、言葉をかえればその存在形態については問題点を提示するにとどまった。

小稿ではこの問題に一步踏み込むため、労働力の中でも主要な位置を占める船大工の存在形態に問題を限定し、具体的な労働過程のなかから彼らの存在形態について検討を加える。またこの検討は、船材等の資材の調達と、船大工に限らず家大工・木挽・大鋸・鍛冶

屋・日雇いなどの労働力を編成し、廻船の建造を請け負った船大工棟梁の存在形態を明らかにすることにもなる。

なお弁財船を中心とする和船構造に関する研究は、これまで海事史研究を中心に膨大な蓄積がなされてはいるが、大型和船の作事過程を明らかにした研究としては、石井謙治による関船に関する研究を除いてほとんどなされていない<sup>⑤</sup>。ただし、この石井の研究はいわば作事過程の復元を中心としたものであり、船大工などの労働力の存在形態やその編成のあり方について必ずしも十分に検討されていない。ここでは、この石井氏の研究成果を踏まえながら、先に提示した課題に迫ってみたい。

分析の対象は、明治七(一八七四)年七月から翌年六月にかけて福井敦賀湊で建造された北前船主右近家の持船・八幡丸の建造過程であり、主に使用する史料は明治八(一八七五)年六月吉日付の「八幡丸新造成調勘定帳」(以下、「勘定帳」とする)である。この「勘定帳」は、船大工棟梁・船屋太郎兵衛が作成し、船主・右近家に提出されたもので、作事過程とそこにおける労働力編成のあり方のみならず、材木などに資材調達のあり方など多様な情報を含む貴重な史料である。

## 一、敦賀における弁財船建造業の展開

敦賀湊における造船業については、昭和十(一九三五)年に発行

された『敦賀郡郷土史談』<sup>⑥</sup>における山本元の記述が最も詳しいものとしてあげることができるが、そこでも近世後期の造船業の展開については特に触れられておらず、その後の研究も未だ不十分な状況にあるといえよう。たとえば、『敦賀市史』<sup>⑦</sup>では幕末一八五〇年代前後の廻船建造事例を紹介し、幕末における大型廻船建造の可能性を推測するのみであり、近世後期の敦賀における造船業の展開過程やその内容については全く触れていない。小稿でもこの点について十分な検討を加えることはできないが、ここでは近世後期における敦賀における造船業の展開について極めて大雑把ではあるがおさえておきたい。

次の史料は、慶應三(一八六七)年に船大工頭の船屋善兵衛・船屋辰之助、船大工惣代・佐野屋六次郎から小浜藩敦賀奉行所に提出された願書の控<sup>⑧</sup>である。この願書は、当時大型廻船などの作事場として使用していた御所辻子町下の浜地<sup>⑨</sup>に、会所の建物を建設するという奉行所の方針に対してその差し止めを願い出ている。まず願書の前半部から検討してみよう。

乍恐口上書を以奉願上候

- 一、此度御所辻子町下ニ、南北式十五間・東西三拾間之御會所御取立被遊候ニ付、御用地ニ被仰付候趣承、御当所御繁栄之ためと被仰出候趣、恐悦之御義ニ奉存候得共、私々職業ニ付而ハ歎々敷義も御座候間、不願恐奉申上候、

御当所者湊之義<sup>二</sup>御座候得共、往古々造り船場所と申候而、取極り候場所無之、適々造り船御座候而も場所あしく、何角不便利<sup>二</sup>付、諸雜費多御座候故、利口<sup>二</sup>出来不申、依之三十四五ヶ年以前迄ハ漸々造り船年<sup>二</sup>志艘位、又年<sup>二</sup>寄一艘も無之候年も御座候、右ハ大坂<sup>并</sup>三國・小濱其外所々聞繕ひ、下直<sup>二</sup>相付候方<sup>江</sup>詔と相成、是迄造り船之時節ハ何連も冬<sup>ハ</sup>春<sup>江</sup>かけ詔<sup>二</sup>相成申候故、棟梁之宅と作事場所と相隔候所<sup>二</sup>而ハ、毎日職人<sup>二</sup>かよひ<sup>并</sup>材木取扱等<sup>二</sup>不便利之場所<sup>三</sup>而ハ、工手間殊之外相掛り、不斗高直<sup>二</sup>相成候間、是迄御当所<sup>二</sup>ハ造り船一向無之稀<sup>二</sup>御座候、

史料の内容は、おおよそ以下の通りである。すなわち、敦賀には昔から造船のための作事場として特に決められた場所がなく、作事を行う場所があったとしても立地条件が悪いため、諸雜費が多くなり安価に船を建造することができなかった。そのため、大坂や三國・小浜など、より安価に建造できる地域に注文がとられてしまい、「三十四五ヶ年以前」の天保年間までは、船の建造は年間を通じて一艘程度、あるいは年によっては全く行われないこともあった。ちなみに、この史料で「造り船」とあるのは、後述するように千石積以上の大型廻船の建造を示している。

この内容から一八三〇年以前の敦賀では、大型廻船の建造は一応可能であったが、作事場の立地条件に規定され、年間を通じて何艘

弁財船建造過程と船大工の存在形態について(篠宮)

もの建造が行われる状況にはなかったことがわかる。ところが、一八三〇年代後半以降、この状況は大きく転換する。この点について、史料後半部を見てみよう。

然ル処御所辻子町下<sup>二</sup>おゐて造り始申候而<sup>ハ</sup>以来、物每一切勝手宜敷、作事場手近<sup>二</sup>御座候間、日々通行ハ不申及、材木置場杯至て勝手宜敷、御当所第一之場所柄<sup>二</sup>付、物入相減じ候軟、三拾ヶ年以來追々造り船<sup>二</sup>多分<sup>二</sup>相成、一ヶ年も休なく出来申、私共<sup>二</sup>おいても以御蔭を有難渡世仕候、実<sup>二</sup>此近年者材木類者不及申、鉄物類大高直<sup>二</sup>付、一艘之船<sup>二</sup>千五百両位ヨリ三千五百両斗り迄相掛り、合船御座候得ハ、皆是御当所之潤ひと相成、造り船多分御座候時者御当所御繁栄、別而他国々之見込第一宜敷、何連も市中之融通<sup>二</sup>も相成、

(後略)

その後、御所辻子町下の浜地に作事場が移り、職人の作事場への通勤や船材の置き場など、「物每一切勝手宜敷」ように条件が好転し「一ヶ年も休なく」造船が行われるほどになる。まさに一八三〇年代後半から敦賀における造船業は景況に転じていったことがわかる。なお一艘の船を建造する経費として千五百両から三千両をあげており、ここからこの史料における「造り船」が大型廻船の建造を示していることは明らかである。<sup>10)</sup>

ところで、北前船主・右近家の経営を分析した齋藤善之によれば、右近家の経営拡大は天保期に一つの画期があり、以後幕末から明治一〇年代にかけて急速に持船数を増加させ、経営の拡大を積極的に推し進めたとされる<sup>11)</sup>。このことはおそらく天保期以降、右近家に限らず敦賀やその周辺の廻船業者にも共通する動向とみることは可能であり、敦賀における造船業が天保期以降に活況を呈しはじめた要因の一つに、この地域での造船需要の増大があったことは間違いない。また、右近家がその持船を幕末から明治一〇年代にかけて急速に増加させ、そのなかには八幡丸以外にも敦賀で新造された大型廻船があることから、小稿で分析する八幡丸が建造された明治〇年代から十年代にかけての時期が、敦賀における造船業の最盛期にあたるといえよう。

## 二、弁財船八幡丸の規模と大工の就労状況

### (1) 八幡丸の規模について

では、明治七(一八七四)年七月から翌年六月にかけて新造された八幡丸の作事の概況についてみておきたい。まず新造された八幡丸の大きさについては、「勘定帳」の末尾に次のように記されている。

八幡丸 大工間尺

敷長 四丈三尺七寸  
深サ 七尺九寸五分  
幅 式丈四尺六寸三分

此石八百五拾五石六斗  
八拾三合叁夕

大工間尺とは、石数によって和船の規模を示すときに用いられたいわば公式の計測方法であり、この八幡丸の場合は大工間尺で八百五拾五石余とされている。ただし、この大工間尺による石数が、実際の積石数(実積石数)と一致するとは限らず、近世後期から明治期にかけて、大工間尺による石数よりも実積石数のほうが大きくなる傾向にあることが明らかにされている。とりわけ、蝦夷地から大坂にかけての海運を担った北前船は、船体の構造上その傾向は著しいとされる。石井謙治によれば、両者のズレは文政期以降目立ち始め、実積石数は大工間尺による石数の三割増前後が一般的となり、さらに嘉永期の幕末以降、六割から九割増のものまで現れるとする<sup>12)</sup>。八幡丸の実積石数の正確な数値についてここで示すことはできないが、以上の石井の指摘をふまえれば、少なくとも八幡丸が実積石数千石以上の大型廻船に類することは間違いないであろう<sup>13)</sup>。

(2) 大工の就労状況

次に、八幡丸の建造における大工たちの労働力編成の特徴について検討してみよう。明治七年七月から翌年六月にかけて行われた八幡丸の作事には、延べ七六〇〇人余の船大工および家大工が従事した。「勘定帳」には明治七年七月から翌年六月までほぼ月別に作事に従事した職人・日雇について職種ごとに、「入手間」などとして人別で工数が書き上げられているパターン【A】と、「渡口」として工数が記されるパターン【B】がある。たとえば船大工と家大工は一部の例外を除き共に大工として、次のように記されている。

【A】

大工入手間

戊九月卅日

十二〇

一、三拾人

太郎兵衛

一、三拾人

長次郎

一、廿六人

文吉

一、四人

太吉

一、廿五人

太喜

一、拾貳人

権右衛門  
乙吉

一、廿三人半

但馬  
豊吉

(十九名略)

一、拾九人

六三郎

一、拾壹人

式刃  
まし分

三百八拾三人

代金七十〇兩<sup>(壹カ)</sup>三歩<sup>(三歩)</sup>壹朱

又廿貳歩

二〇 まし分

一、△三拾人

蔵吉

一、△廿七人

惣吉

一、△拾貳人半

長吉

(五名略)

一、△五人半

定吉

老工七〇

百七拾七人半

代 老貫貳百四十二匁五分

【B】

大工渡口

戊十二月十八日渡

一、貳百拾人

のけ棚上内ト下ノため付、  
二番船張・三間船ハリ・

弁財船建造過程と船大工の存在形態について(篠宮)

切舟張までかへ一切

此代金 五拾貳兩貳歩<sup>(マ)</sup>壹工壹歩<sup>(マ)</sup>ツ、

【A】は明治七年九月中の大工工数を示したもので、太郎兵衛から六三郎までのグループと蔵吉から定吉のグループの二つに分けて合計工数と代金が記されている。太郎兵衛の名前の右側に「十二〇」とあるのは、一工当たりの賃金で銀十二匁を意味し、太郎兵衛から六三郎までのグループは、全てこの賃金で計算されている。一方、蔵吉から定吉までのグループは、定吉の名前左に「壹工七〇」とあるように、銀七匁の賃金で計算されている。このように同じ大工と言っても賃金に格差が設けられているのは、各大工の技能に応じた賃金が支払われたためである。つまり「入大工」として作事に従事した大工は、棟梁・船屋太郎兵衛のもとでその技能的査定が行われ、賃金が決定されたのではないだろうか。とすれば「入大工」とは、そうした技能的な査定を含む作業上の監督下にある大工、すなわち八幡丸の作事場で作業に従事する大工を示すといえよう。

【B】では、明治七年十二月十八日に除棚や上船梁の部材に対して代金が支払われている。ここでは工数二二〇人に対して一工当たり金壹分で代金計算がなされており、部材の作製にかかった大工の技能的格差は全く考慮されていない。このように大工の技能が考慮されていないのは、「入大工」との対比からすれば、これらの部

材がいわゆる請負として作事場とは別の空間で作製されたことによると推測される。

「勘定帳」から月別に「大工入手間」分と「大工渡口」分の工数を示したのが表1である。ただし、【A】の史料から「入大工」として作事に従事した大工の中には技能的な格差が存在し、したがってその労働力の編成もこうした技能的格差を考慮して行われたことは間違いないが、以下ではこうした技能的な格差を捨象し、大工工数として一括して捉えることにする。この表1から特徴的な点をあげれば、①九月の「大工入手間」工数五六〇・五人から十月の七四八人への急増、②十二月から翌年五月までの「大工入手間」分と「大工渡口」分の並存、③このうち二月と四月の「入大工手間」分と「大工渡口」分の工数は他の十二月・一月・三月・五月に比べ多

表1 月別大工工数

月	入大工(人)	渡し口(人)	計(人)
7	80 ※		80
8	506.5		506.5
9	560.5		560.5
10	748		748
11	370.5		370.5
12	255.7	333	588.7
1	261.7	320	581.7
2	317	995	1312
3	223.5	210	433.5
4	425.8	824.5	1250.3
5	860.75	42	902.75
6	561.25		461.25
計			7622.2

備考) ※：7月分については「入大工」分とした。  
出典) 明治八年六月吉日「八幡丸新造成調勘定帳」  
(右近権左衛門家文書)

く、特に「大工渡口」分については顕著である。④さらに五月については、「入大工手間」分のうちの二七〇・五人、「大工渡口」分の四二人全てが家大工である点、以上の4点があげられる。②については、この期間中は八幡丸作事場での作業とそれは別空間での部材作製という二つの工程が並行し、作製された部材を順次作事場で船体に取り付ける作業が進められていたと考えられるが、他の三点についてはどのように理解すればよいであろうか。次にこれらの問題に迫るため、具体的な作業過程について検討を進めてみたい。

### 三、作業過程について

(1) 「地見分」から作事小屋の設営まで

(七月～八月)

この八幡丸の作事過程については「勘定帳」のなかには、「諸入用ノ口」として、明治七(一八七四)年七月十八日の「地見分」から翌年六月五日の「臺おろし」まで、作業過程の各節目に行われた祝儀の入用などが記されている。たとえば、七月十八日の「地見分」については、次のように記載されている。

諸入用ノ口

地見分

弁財船建造過程と船大工の存在形態について(篠宮)

戌七月十八日

一、金貳朱

茶

くわし代

同

一、五ノ貳百文

丁役両人へ

酒貳ツツ、

一、金貳朱

野口屋へ

願書認之御礼

金壹分ト

五ノ貳百文

「勘定帳」では、この「地見分」が行われた七月十八日の後、七月二十二日から二十九日にかけて菓一〇四七丸が購入され、二十九日からは「菓編賃口」として計一〇六五枚分の経費が記されている。この「菓編賃」とはおそらく蕙の作料であろう。さらに一部を除き明治七年七月中の日付で、木材購入費や日雇・船大工などの賃金が記され、それに菓購入費や蕙作料を合計し、金七拾貳両余が「大納家ノ高也」とされている。ここから「大納家」とは、建造作業を進めるために仮設された作事小屋を、また蕙や材木はそのための資材として購入・作製されたものと考えられる。とすれば日雇や船大工もそのための労働力であろう。つまり地見分が行われた七月十八日

以降、作事場である御所辻子町下の浜地に作事小屋が建てられ、本格的な建造作業にはいるための準備がなされていたのである。

では、「地見分」とはなにか。「地見分」としての入用費には、「丁役兩人へ酒式斗ツ」とあり、敦賀町の町役人へ贈答された酒代金が記されており、金式朱の「茶・くわし代」も「地見分」にやっていた町役人への茶・菓子代と考えられる。また、「野口屋へ願書認之御礼」は、八幡丸の作事場として御所辻子町下の浜地の使用許可を求めた願書と考えられる<sup>15)</sup>。

つまり地見分とは、願書にもとづき町役人が作事小屋の建設など浜地の使用予定状況を確認するための検分作業を示し、検分の結果その使用が認められ、以後作事小屋の建設など本格的な建造過程に入るための準備がすすめられたのである。

このように「諸入用ノ口」に記された内容やその他の「勘定帳」の記述から、八幡丸の作事過程をある程度復元することができる。この点に加え、石井謙治による建造過程の復元に関する研究<sup>16)</sup>を参考にしながら、以下不十分ではあるが八幡丸建造の作業過程を追ってみたい。なお、表2は「諸入用ノ口」に記された地見分以下の作業・祝儀内容とその日付、および祝儀経費を示したものである。

(2) 「斧初だいのせ」から「中たなやきため」まで

(八月～九月)

作事小屋の設営など作事場の準備が調った後、八月十八日付で

表2 八幡丸新造作事工程

年月日	内 容	祝 儀	経 費
明治07.07.18	地見分	1分	5貫500文
08.18	新初だいのせ		53貫540文
09.15	中たなやきため		3貫650文
10.05	たなかみ拵へ		14貫800文
10.09	根付焼ため	1朱	25貫600文
10.22	中人焼ため		9貫200文
10.24	つるの焼ため	1朱	21貫400文
11.11	流木上ヶニ付		6貫900文
11.16	木上ヶ大工のまし		5貫100文
11.20	つるおさへ焼ため		26貫600文
11.29	友かため		4貫900文
12.25	木上ヶ大工ニのまし		6貫300文
12.30	大工仕舞ニのまし		7貫文
明治08.01.08	木上ヶ大工ニのまし		6貫700文
01.11	大工頼木入ニ付のまし		6貫700文
01.17	横もんそろへ		8貫50文
01.27	雪かき手借ニのまし		8貫900文
02.01	跡雪おろし		18貫400文
02.14	大工のまし酒		12貫900文
02.20	だいかため		14貫900文
03.06	筒立いはる(祝)		64貫140文
03.22	外友かため		5貫700文
03.26			7貫文
04.03			6貫150文
06.05	臺おろし		2貫200文

出典)

明治八年六月吉日「八幡丸新造成調勘定帳」(右近権左衛門家文書)

「斧初だいのせ」として、酒壺斗四升や鯛・いか・きす吸物など計五十三貫余の経費が記されている。この「斧初だいのせ」は、本格的な作業過程にはいる前に行われる斧始めの儀式であり、記された経費は祝儀として振る舞われた酒・肴の代金であろう。これ以降作事場における本格的な作業が展開したものと考えられ、八月中の延べ大工数は七月の八〇人から五〇六・五人へと急増する。そして一ヶ月後の九月十五日付で「中たなやきため」(中棚焼きため)として、米・汁・酒代のほか、町役人への茶菓子代などの経費が記され



ている。

「中たなやきため」の「中たな」とは、大板構造を特徴とする和船の船側部分の一部で、船底部分の舷に接続された根柵と船側上部の上柵の間に位置する中柵のことである。また、「やきため」とは、船側のそりにあわせて、板を火であぶり湾曲させる和船建造上特徴的な作業をいう。<sup>(17)</sup>つまり九月十五日には中柵焼きための作業に入っていること踏まえれば、新始めから約一ヶ月間で、舷の据え付け、および水押や戸立部分とのほぎつけがほぼ完了し、さらに中柵の削りだしなども行われていたのではないだろうか。

(3) 「中たなやきため」以後「友かため」まで  
(九月～十一月)

九月十五日の中柵焼きため以後ほぼ十月末までの間には、十月一日「たなかみ拵へ」、十月九日「根付焼きため」、十月二十二日「中入焼きため」、十月二十四日「つるの焼きため」、十一月二十日「つるおさへ焼きため」、十一月二十九日「友かため」とし、酒・肴・米代金が記されている。このうち「友かため」についてはその作業内容が明きらかではないが、「焼きため」とされた部分はいずれも船側部分を構成するものと考えられるので、たとえば「根付」は根柵(梶木ともいう)、「つる」は上柵の上部材である「弦」にあたると思われる。またこうした点からすれば「たなかみ拵え」の「たなかみ」は「上柵」を示すと考えられよう。なお、「諸入ノ用口」の

弁財船建造過程と船大工の存在形態について(篠宮)

記載からはこれら船側部分の各部材の取り付けに関する記述はみられないが、おそらくこの間順次作業が進められ、十一月末ないし十二月上旬までには、船側部分がほぼ完成したものと考えられる。

(4) 「友かため」以後「筒立いはる」まで  
(十二月～三月)

この間、「諸入用ノ口」の記載から作業内容を示すと考えられるものとしては、二月三十日「大工仕舞三のまし」、一月十七日「横もんそろへ」、二月二十日「だいかため」、三月六日「筒立いはる」、三月二十二日「外友かため」があるが、「横もんそろへ」についてはその内容は明らかではない。

十二月三十日の「大工仕舞三のまし」はいわゆる仕事納めの振る舞いであり、二月十日の「だいかため」は上柵の外側に突出した上船梁の端の上面に組み合わせる「台」の取り付けと考えられる。また三月六日の「筒立いはる」(筒立祝)は、一般に造船儀礼中最高の行事とされ、この段階で垣立など船体上部の上廻り作事が終了し一応船体が出来上がるとされている。<sup>(18)</sup>この点について、八幡丸の事例に即して検討してみよう。

既に述べたように十二月から五月までは、「大工渡口」として八幡丸の作事場とは別の空間で部材の作製が進められていた。たとえば十二月には、弦の外側に補強用として重なる舷側板の除柵(十二月十八日)、上船梁として使用される二番船梁・三の間船梁・切船

梁(同)などが作製され、舷側上棚部分の補強が内外両側から施されている。一月では、寄掛り・ちり・むすびなど(一月十九日より)が作製され戸立後部の外艙部分が一部を除き取り付けられ、さらに内水押の外側に打付けられる外水押(一月十九日より)のほか、三の間船梁から雇船梁までの敷板(一月二十三日)など船内部の部材作製作業も徐々に進められている。そして二月には、先述の台のほか、垣立を組み込ませえるための角立・横山・からかい立(二月四日)、垣立部分の友垣筋・表垣筋(二月二十七日)が作製されており、三月六日の筒立祝までには垣立も取り付けられ、矢倉板やその下の生活空間や包板などを除き基本的な部分はほぼ完成したとみてよいであろう。三月二十二日には、「外艙かため」とあり、ここで外艙部分の取り付けが完成している。

(5) 「台おろし」まで

(四月～六月)

「諸入用ノ口」では四月三日に酒・肴が振る舞われているが、その理由については一切触れられておらず、六月五日の台卸しまでの作業内容を読みとることはできない。ここでは、四月以降の「大工渡口」や「大工入手間」の記述によって作事過程を追うことにする。

四月の延べ大工数は二月の次ぐ多さを示しており、また二月同様「大工渡口」に占める割合が高い(表1参照)。「渡口」の記述には「表一切」「合羽一切」「外廻り立板一切」「中棚包ミため一切」「上

棚はしたためさらし板一切」「上棚包ミ一切」などのほか、「友ノとかへ」「かもへ廻り」「はふすり付」「矢倉下」などがあり、船上の甲板や矢倉部分、さらに棚板や航を保護するための包板などが作製され順次取り付けられたと考えられる。

ところが五月中の延べ大工数に注目すると、入大工分は八六〇人余、「大工渡口」分は四一人である。そして「入大工」のうち二七〇人余は「家大工入手間口」として書き上げられ、また「大工渡口」分四二人は全て「家大工渡口」として書き上げられており、これ以前の段階では家大工だけを別記することはなかった。ここから五月の段階では、矢倉内部の生活空間の作事が集中的に行われていることがわかる。「家大工渡口」として「面梶戸棚」や「通口戸」などが作製されていることからこのことが窺われる。なお、船大工はこの五月から六月の台卸しにかけて、仕上げや小直しなどの作業を中心に従事していたものと考えられる。

「諸入用ノ口」には六月の台卸しの経費として豆腐二十丁分しか書き上げられていないが、明治八年六月吉日付「八幡丸合艙入用帳」と題する別の帳簿によれば、餅米・小豆・白米代金や料理・芸子代金、さらには棟梁・船屋太郎兵衛以下の大工への祝儀代が記載されており、職人だけではなく右近家と関係する敦賀商人などを含めて盛大な行事が行われた。<sup>20)</sup>

以上、八幡丸の作事過程について不十分ながら検討を加えたが、不明な点も多く今後検討に委ねたい。ただし八幡丸の作事全般が、

船大工棟梁・船屋太郎兵衛の監督のもと、船大工職人が作事場という一つの空間で作業を進めたわけではなく、実際には船体の部材のかなりの部分が作事場とは別の空間で、おそらく請負として作製されていた点は注目されよう。つまり八幡丸の作事では、作事場における生産単位と別空間の生産単位という、いわば三元的な関係でもって職人労働力の編成を行っていたのである。では、このような二元的な労働力編成がなにもゆえ可能であったのか、この点を船大工棟梁・船屋太郎兵衛とそれとある船大工の存在形態の問題から検討してみよう。

#### 四、船大工および船大工棟梁の存在形態について

(1) 幕末から明治初年における敦賀の船大工

天保期以降、敦賀における大型廻船を対象とする造船業は徐々に好転し、幕末には年間を通じて何艘かの廻船が建造されるまでに至ったとは既に述べた。では幕末から明治初年に敦賀にはどれだけの数の船大工が存在したのだろうか。「諸仲間・諸職人姓銘」と題する帳簿には、敦賀の職人・商人の名前がそれぞれの仲間ごとに記されている。この史料は年代を欠いているが、「蛙川御運上」の項目には、

一、蛙川御運上 以前ハ三百六拾六匁六分式厘御上納、夫々年々相増、明治二己巳年五拾壹両三拾六匁六分六厘御上納、

とあり、明治二（一八六九）年に五十一両余の運上金を上納したことが記されている。したがって確実な年代比定はできないが、この「諸仲間・諸職人姓銘」と題する史料は、ほぼ同時期の明治初年段階で作成されたものと推定される。

ところでこの史料の「舟大工」の項には、佐野屋佐次兵衛以下計四十九名の名前が列挙され、最後に「ノ四十九軒、八十五人」とある。「四十九軒」とは列挙された佐野屋佐次兵衛ら四十九名を示すが、列挙された名前には「佐野屋」「船屋」「井筒屋」「新屋」「吉田屋」などの屋号がいずれも記されており、それぞれ独立した経営基盤を持つ船大工の親方とみて間違いないであろう。

一方、八幡丸の作事が行われていた明治八年三月付の「頼母子帳」と題する船大工仲間によって作成された帳簿には、桧屋與兵衛・鍛冶屋彦兵衛など異なる職種と考えられる七名を除き、船大工四十九人の名前が記されている。

二つの帳簿に記された名前には若干の異同があるが、「諸仲間・諸職人姓銘」にある「ノ四十九軒、八十五人」という敦賀の船大工の状況は、八幡丸が作成された明治七年から八年についてもほぼ同様であったといえよう。

## (2) 船大工の存在形態Ⅰ——棟梁・船屋太郎兵衛——

では敦賀における船大工の存在形態について、八幡丸の建造過程から検討してみよう。先にも述べたように「勘定帳」には八幡丸の作事場に向き作業に従事した大工の工数(日数)が、「入大工手間」などとして各月ごと人別に記されており、それぞれの大工の七月から六月までの作事場における労働状況を追うことができる。

たとえば八幡丸の作事で棟梁をつとめた船屋太郎兵衛の場合、作事小屋が設営される以前の七月中に二十四日の労働に従事し、以後船が完成する六月の二十一日を除き、毎月ほぼ三十日に近い労働に従事している。また伊三郎という大工の場合、八月に十七・五日、九月に七・五日従事した以外、他の月は作事場での労働には全くかわっていない。このようにそれぞれの大工の労働状況をみていくと、次の点が特徴的な傾向としてみえてくる。

すなわち各月の労働日数に違いはあるものの、十二ヶ月間毎月作事に従事した大工は、船屋太郎兵衛・新屋長次郎・文吉・蔵吉の四名のみ、つづく十一ヶ月間毎月作事に従事した大工は忠吉一名だけで、他の大工は九ヶ月以下、場合によっては一ヶ月という大工も存在する。そこで船屋太郎兵衛・新屋長次郎・文吉・蔵吉および忠吉の五名の大工について個別に検討を加えてみよう。なお、表3はこれら五名の大工について月別の従事日数を示したものである。

船屋太郎兵衛については既に触れたのでここでは繰り返さないが、

六月五日の船卸の行事では、船主・右近権左衛門から祝儀代として十五両を与えられている<sup>24)</sup>。板屋長次郎は七月を除く他の月は船屋太郎兵衛とほぼ同様の日数作事に従事しており、また一日当たりの賃金も船屋太郎兵衛と同じである。実はこの新屋長次郎は明治八年三月の「頼母子帳」に名前のある大工で、さらに台卸しの際には浜棟梁として祝儀代十両が与えられている。八幡丸作事の棟梁である船屋太郎兵衛が大工だけではなく他の関連する職人の調達と編成や資材としての材木などの調達等、作事にかかわる全ての事柄を監督する立場にあるのに対して、浜棟梁とは現場である作事場において船大工を中心に職人に指示を与え、作業の進捗を監督する立場にあった<sup>25)</sup>。つまり新屋長次郎は自ら親方としての経営基盤を持ちながら、八幡丸の作事では船屋太郎兵衛のもとで浜棟梁として作事場での差配を行っていたのである。

以上の船屋太郎兵衛と新屋長次郎に対して、文吉と蔵吉は十二ヶ月間の全ての月で作事に従事しているものの、各月の日数は必ずしも船屋太郎兵衛・新屋長次郎のように多くはない。賃金についても、たとえば一月の船屋太郎兵衛・新屋長次郎の賃金が銀二十匁であるのに対して、文吉十八匁・蔵吉十六匁と低くおさえられており、また文吉と蔵吉の賃金格差はほぼ十二ヶ月間を通じて存在する。この両名についても台卸しの際にそれぞれ一分の祝儀が与えられ、そこには「太郎兵衛・文吉」「同人(太郎兵衛)・倉吉」とあることから共に船屋太郎兵衛に抱えられている船大工であることが判明する<sup>26)</sup>。

表3 船大工人別就労一覧(単位:人工)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
太郎兵衛	24.0 (12)	26.0 (3朱)	30.0 (12)	31.0 (20)	29.0 (22)	31.0 (20)
長次郎	19.0 (12)	25.0 (3朱)	30.0 (12)	31.0 (20)	29.0 (22)	30.0 (20)
文吉	25.0 (12)	24.0 (3朱)	26.0 (12)	31.0 (17.5)	29.0 (20)	19.5 (18)
蔵吉	12.0 (12)	25.0 (7)	31.0 (7)	31.0 (9)	26.5 (9)	15.5 (16)
忠吉		18.5 (7)	24.5 (7)	25.5 (9)	15.5 (9)	11.0 (18)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
太郎兵衛	26.5 (20)	26.0 (20)	31.0 (20)	30.0 (20)	31.0 (20)	21.0 (20)
長次郎	26.5 (20)	26.0 (20)	31.0 (20)	30.0 (20)	31.0 (20)	21.0 (20)
文吉	12.5 (18)	13.5 (18)	14.5 (18)	22.0 (18)	14.5 (18)	22.0 (18)
蔵吉	12.5 (16)	12.0 (16)	5.5 (16)	26.0 (16)	23.5 (16)	19.5 (16)
忠吉	11.5 (16)	8.5 (16)	10.5 (16)	14.0 (16)	15.0 (16)	15.0 (16)

備考) ( ) 内の数字は賃金。特に断らない場合、単位は匁。

出典) 明治八年六月吉日「八幡丸新造成調勘定帳」(右近権左衛門家文書)

彼らは八幡丸の廻船作事のみならずそれ以前から船屋太郎兵衛に抱えられた存在であったために、十二ヶ月間の全ての月で作事に従事したのである。

とすれば、忠吉ほか作事に従事した月が十一ヶ月以下の他の大工は、八幡丸作事に際して雇用された大工とみなしてよいであろう。ただし忠吉は、七月を除く全ての月で作事に従事しており、賃金も蔵吉と同じであることから推測すれば、八幡丸の作事以前から新屋長次郎に抱えられた大工であった可能性もある。

以上、八幡丸作事の棟梁である船屋太郎兵衛は、通常は文吉・蔵吉という二名の大工を抱える小経営の親方であり、八幡丸の作事に際して自らの経営基盤を持つ親方である新屋長次郎を浜棟梁として組み込み、さらに多数の大工を雇用し労働力を編成していたことを確認しておきたい。

### (3) 船大工の存在形態Ⅱ——雇用された大工を中心に——

最後に圧倒的多数を占める八幡丸の作事に際して船屋太郎兵衛によって雇用された大工たちについて二・三の検討を加えてみたい。

第一に、大工の中には「小濱・為吉」「小濱・ゆゑ」「小濱大工」のように小濱からの出職と考えられる大工たちが存在するが、全体に占める割合はそれほど大きくはない。ここから大工としての労働力は敦賀とその近郊で調達可能であったことがわかる。

第二に、明治八年三月付の「頼母子帳」によって船大工の親方で

あることが判明する大工が八幡丸の作事に従事している点である。「勘定帳」に屋号などが付せられ親方であることが判明する大工としては、舟屋仁兵衛・源左衛門乙吉・佐野屋音吉・井筒屋清七があり、また名前のみではあるが賃金から親方と推測される大工としては、吉田忠兵衛・舟屋與三吉・佐野屋三次郎・舟屋庄五郎・舟屋権四郎などがある。つまり浜棟梁の新屋長次郎以外にも親方層が労働力として作事過程の中に組み込まれていた点である。

この点に関連して、第三に通常はある親方に抱えられている大工が、この八幡丸の作事過程に組み込まれている点である。舟屋権右衛門の乙吉、佐野屋六三郎の豊吉・万吉、舟屋松次郎の文吉などがその例であるが、こうした親方のもとに抱えられた大工たちは、必ずしも親方とセットになって作事過程の中に組み込まれているわけではない。たとえば「井筒屋」こと井筒屋清七は、八月に一三・五日に作事場で労働にかかわっており、以下十一月に八・五日、四月に二日、五月に十七日となっている。これに対して「井・清吉」と記された井筒屋清七のもとに抱えられていたと推測される清吉は、十月に四・五日、十一月に七・五日、四月に十四日、五月に八日となっている。親方の清七とそのもとにある大工清吉がともに八幡丸の作事場で労働した可能性がある月は十一・四・五月の期間であるが、この期間のそれぞれの日数は一致しない。つまり親方とそのもとにある大工はそれぞれ個別の労働力として作事過程の中に組み込まれていた点である。

以上の三点から、労働力としての大工は敦賀を中心にその近郊から調達可能であったこと、これらの労働力のなかには親方やそのもとに抱えられた大工が存在し、かつ親方とそのもとにある大工という日常的な生産単位をそのまま組み込むかたちで労働力の編成が行われたわけではなく、それぞれ個別の労働力として作事過程の中に組み込まれていたといえるのではないだろうか。なお、作事過程に組み込まれた各親方の経営形態については、八幡丸のような大型廻船を建造する船屋太郎兵衛でさえ二人の大工を抱える親方であったこと、また先述の「諸仲間・諸職人姓銘」において「四十九軒、八十五人」と敦賀の舟大工の状況を記していることからすれば、数名の大工を抱える程度の小規模な経営状態にあり、このような小規模な経営体としての各舟大工親方とそのもとに抱えられた大工職人の存在が、先の述べた八幡丸作事場での作業と並行してそれとは別の空間における請負作業を可能にしていたといえよう。

### おわりに

明治七年七月から翌年八月にかけて敦賀で建造された弁財船・八幡丸の作事過程については、技術史的な点を含めなお検討すべき点があり、それは今後の課題としたい。ここでは、作事過程の分析から明らかとなった船大工の存在形態と労働力編成のあり方について若干の言及と展望を述べることにする。

第一に八幡丸の作事においてみられた親方と数名の大工によって構成される小経営の存在と、それを前提とした労働力編成というあり方は、道具及び顧客や得意場を所有の内容とし数名の職人や徒弟を抱える近世の職人経営のあり方にまさに照合したものであり、少なくとも近世後期の造船拠点の類型化を試みた拙稿<sup>⑧</sup>において、「端緒的形態」と位置づけた造船拠点における船大工の労働力編成のあり方として一般化することができるのではないだろうか。ただ敦賀の場合、幕末段階では千石積級以上の大型弁財船の造船業が年間を通じて行われており、親方を含む小経営内部の労働力をいわば融通して労働力編成をはかるというあり方は常態化していたといえよう。そして小経営に必要とされる労働力を確保しつつ、大型弁財船の建造に必要な労働力の融通を調整・保障するものこそ、親方によって構成される敦賀の船大工仲間ではなかったのだろうか。

とすれば敦賀のような造船拠点における船大工仲間の具体的なあり方と「親方―職人―徒弟」といった小経営内部の人的関係が問題となってくる。残念ながら現在のところ敦賀においてこの問題を検討する素材は準備していないが、既に農鍛冶集団を事例に、小経営の主体たる親方によって構成されるいわば近世的な職人集団の成熟に反して、小経営内部の人的関係は弛緩する可能性のあったことを指摘した<sup>⑨</sup>。幕末から明治〇年代における敦賀ではこうした矛盾は未だ顕在化しているようにはみえないが、それでもこの指摘が的を得ているとすれば、東條由紀彦氏が指摘した明治二〇年代から三〇年

代の重工業部門における強い人格的關係を有する同職集団の成立<sup>⑩</sup>には、近世的な親方を含む職人と職人集団の変容ないしは再編を不可欠とするのではないだろうか。

こうした近世的な親方を含む職人と職人集団の変容ないしは再編の場を近世社会の中で探る意味でも、近世後期の大坂や伊勢大湊などの造船拠点における船大工とその集団のあり方を、具体的な労働過程の中から検討する必要性がある。今後の課題としたい。

## 注

- (1) 東條由紀彦「初期製鉄業と職工社会」(高村直助編『企業勃興』一九九二年、ミネルヴァ書房)、「産業革命と労働者」(高村直助編『近代日本の軌跡』産業革命一九九四年、吉川弘文館)など。
- (2) 森下徹「藩権力と職人編成」(『歴史学研究』六六七、一九九五年)、「萩藩の免札仕法と職人編成」(『日本史研究』四二二、一九九七年)。
- (3) 拙稿「廻船建造における地域内分業と職人」(斎藤善之編『新しい近世史3 商人と流通』一九九七年、新人物往来社)。
- (4) 石井謙治「御召関船建造の行程・祝・人工などについて―『大住吉丸御造替日記』の場合―」(『海事史研究』第十二号、一九六九年)。
- (5) 右近権左衛門家文書KMT八一四(日本福祉大学知多半島総合研究所編『越前国南条郡河野浦・右近権左衛門家文書目録』通番四〇二)山本元『敦賀郡郷土史談』(一九三五年、山上書房)二八〇～二九四頁。ここでは小稿の分析対象である八幡丸の作事のほか、作事小屋や船大工のことについても触れられている。
- (6) 『敦賀市史 通史編 上巻』(一九八五年)八〇三～八〇六頁。
- (7) 『敦賀市史 通史編 上巻』(一九八五年)八〇三～八〇六頁。
- (8) 澤崎廣吉文書(敦賀市史編さん室マイクロ版)「願書扣」。

- (9) 作事場として使用された浜地の位置については、たとえば文久三年「越前敦賀之図」(『福井県史 資料編16 上』絵図・地図編所収)を参照のこと。また願書に示されている作事場の場所は、前掲『敦賀郡郷土史談』の記述とほぼ一致する。
- (10) 石井謙治『和船I』(一九九五年、法政大学出版会) 二二八～二三五頁。
- (11) 斎藤善之「北前船主右近家の経営展開と全国市場」(日本福祉大学知多半島総合研究所編『北前船と日本海の時代』一九九七年、校倉書房)。
- (12) たとえば敦賀での右近家持船の新造作事として、明治六(一八七三)年の久恵丸、明治十二(一八七九)年の八幡丸、明治十四(一八八一年)年の永寿丸があり、これら作事の棟梁は船屋太郎兵衛がつとめている。前掲『越前国南条郡河野浦・右近権左衛門家文書目録』二一四～二一五頁参照。
- (13) 前掲石井『和船I』(注10) 二二五～二二七頁、同一六〇～一七〇頁。
- (14) 八幡丸の実積石数の正確な数値については、技術史的観点から検討を加える必要があるが、筆者の能力から現段階では明らかにしえなかった。
- (15) 願書の事例としては、天保十四(一八四三)年に高島屋久兵衛・船屋権四郎から出された願書がある(『福井県史 資料編8』二九九～三〇一頁)。
- (16) 前掲石井論文(注4)。
- (17) 以下、弁財船の構造についてはたとえば前掲石井『和船I』(注10)を参照のこと。
- (18) 同一四七～一五一頁。
- (19) 右近権左衛門家文書KMT八一五(前掲『越前国南条郡河野浦・右近権左衛門家文書目録』通番四〇二)。
- (20) なお、たとえば船屋太郎兵衛の六月の工数は二十一日となっており、台卸しが行われた六月五日以降も大工による作業は存在したが、具体的内容は明らかではない。
- (21) 庄司半助所蔵文書(敦賀市史編さん室マイクロ版)。
- (22) 澤崎廣吉文書(敦賀市史編さん室マイクロ版)。
- (23) 八十五人という数字の内容は明らかではないが、この数字が年季を明けた技能的に自立した船大工職人数であることに間違いはない。
- (24) 右近権左衛門家文書KMT八一五「八幡丸合船入用帳」(注19)。
- (25) この点については前掲拙稿(注3)参照。
- (26) 注(24)に同じ。
- (27) 明治八年の「頼母子帳」にある名前(屋号を除く)と「勘定帳」の大工名が一致し、かつ賃金が船屋太郎兵衛や新屋長次郎と同じか、それに準ずる者を親方と推定した。
- (28) こうした船大工たちは日常的には、天渡船と呼ばれる小型廻船や漁船の建造・修理など少人数の大工で対応できる作事を行っていたと推定される。
- (29) 前掲拙稿(注3)。
- (30) 拙稿「尾州知多郡大野鍛冶について―職人集団にみる役・身分・所有―」(『知多半島の歴史と現在』No.8、一九九七年、校倉書房)。
- (31) 東條由紀彦「製糸同盟の女工登録制度―日本近代の変容と女工の「人格」―」四一七～四五二頁。

小稿は、一九九七年八月に福井県南条郡河野村で開催された第4回『西廻り』航路フォーラム「北前船からみた河野浦と敦賀湊」での報告内容の一部について、新たに検討を加えたものである。報告の機会を与えた戴いた河野村には、末筆ながら記して感謝の意を表したい。